

サウジアラビアにおける 債権回収概況

コレクション・レポート
サマリー
2018年

サウジアラビアにおける債権回収概況

- 全ての湾岸協力会議（GCC）諸国と同様に、サウジアラビアでも支払遅延は日常的に発生します。実務上、法律によって支払遅延が規制されておらず、支払遅延利息は禁じられています。よって、当事者間で特定の合意が結ばれていない限り回収費用を債務者から回収することはできません。結果として、債務者はしばしば即時払いと引き換えにディスカウントの交渉を要求します。
- 裁判所が判例に拘束されず、特定の状況へのシャリーア法の適用に際してかなり大きな裁量権を有するため、現地の法的措置は全体的に非常に遅く、費用が高額かつ不確実です。加えて、各公判の間隔が数週間または数カ月間空くこともあり、裁判所が時間管理の要件に従うことはほぼありません。
- 中東における破産法は、他地域ほど洗練されておらず、サウジアラビアにおける存在しない企業を救済する文化がこの点を示しています。

回収の難易度



各種難易度



EULER HERMES
Our knowledge serving your success

目次

概要	3
財務情報の入手.....	3
主な会社形態.....	3
法制度.....	3
債権回収	4
売掛債権回転期間（DSO）	4
支払遅延利息.....	4
債権回収費用.....	4
債権者保護.....	4
債権支払の商習慣.....	4
未収債権の回収プロセス	5
裁判に頼らない回収方法.....	5
法的措置.....	5
訴訟に代わる措置.....	6
倒産状態の債務者への対応	7
倒産手続き	7



概要

財務情報の入手

サウジアラビアでは、サウジ証券取引所（タダウル）に上場している企業を除き、民間企業の財務情報は公開されておらず、当該情報へのアクセスを提供可能な第三者信用調査会社もありません。

更に、サウジアラビアの企業における記録管理は全般的に国際基準と比較して不十分であるため、国際会計基準に準拠していると国際的な会計事務所から検証されていない限り、当該企業から受領した財務情報にはあまり信頼を置くことができません。ユーラーヘルメスでは、各企業の財務健全性や事業内容を反映した格付けを行っています。格付けは、当社の得た情報や分析結果の中核を成すもので、お客様によるリスクの把握と回避をお手伝いするものです。最新情報を提供するため、データは常にモニタリングされ、経営上の意思決定をサポートしています。

主な会社形態

サウジアラビアでは、事業活動の内容によりとるべき事業形態が規定されており、取引環境が厳しく規制されています。当事者の一方が海外投資家である場合、事業活動の内容がさらに影響し、新規に取り組む事業を外国資本が 100% 所有できるかどうか、または、サウジのパートナーが要求されるかどうかを左右します。一方で、一部の事業活動は国外からの投資が完全に禁じられています。以上を前提とし、サウジアラビアにおける事業形態は次の通りです：

- ・ 有限責任会社（LLC：Limited Liability Company）
株主の責任は各々の資本拠出額に限定されています。
- ・ 外国企業の支店
外国企業に対して、現地エンティティの負債返済を直接求めることが可能です。
- ・ ゼネラル・ライアビリティ・パートナーシップ（General Liability Partnership（専門職会社を含む））
全てのパートナーが第三者に対して連帯責任を負います。
- ・ 事業所（Establishment）：当該事業所の債務が所有者に対して直接執行される、事実上の個人事業主です。



法制度

サウジアラビアは、シャリーア法に基づくイスラム教スンニ派の国家です。興味深いことに、その他 GCC 国家とは異なり、サウジアラビアには、商取引の当事者間の関係性を規定する権利や義務について定めた民法がありません。そのため、当該権利や義務は直接的にシャリーア法を参照することによって決定されます。

特に、サウジアラビアにおける法令は主要なイスラム教の経典（コーランとスンナ）や、それよりも重要度は低いものこれらの経典の解釈やそれに続く文書に由来しています。4 大法学派が、係争中の事件に判決を下すために適用される可能性があります。最も有力であるのはハンバル学派です。当該学派により、商事契約の当事者は、当該条件がシャリーア法に抵触しない限り、当事者間で合意した条件に縛られます。法律制度は、第一審で役割を果たすシャリーア裁判所、最高裁判所（Courts of Cassation）および最高司法委員会

（Supreme Judicial Council）の上に成り立っています。

2007 年以降、制度改正により「最高裁判所」や、政府が当事者となる苦情、特定の商業的紛争、行政紛争、保険や雇用に関する紛争を処理する特別裁判所（「苦情処理庁」）が設立されました。とは言え、この苦情処理庁は、商事事件がシャリーア裁判所の管轄と判断される場合、それを取り扱う権限は直ちに失わなければなりません。

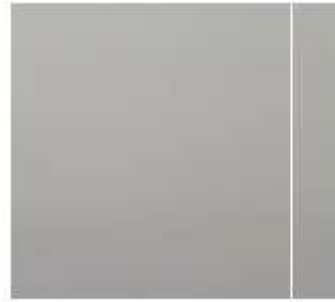
裁判所が判例に拘束されず、特定の状況におけるシャリーア法の適用に際してかなり大きな裁量権を有するため、現地の訴訟は全体的に非常に遅く、費用が高く、不確実です。



売掛債権回転期間 (DSO) :

支払期間は平均 30 日ですが、大型の担保付契約の場合は 60 日に及ぶものもあります。特定のセクターでは通常 120 日を要することもあります。





遅延利息：
遅延利息はシャリーア法に抵触するため回収不可能です。そのため、サウジアラビアでは支払利息そのものが禁止されています。



債権回収

売掛債権回転期間（DSO: Days Sales Outstanding）

支払期間は平均で 30 日ですが、大規模な担保付きの契約の場合は 60 日に及ぶこともあります。しかし一方で特定の業種では通常 120 日を要します。

それでも、その他 GCC 諸国と同様に、速やかな支払いにおいて行政上の障害（社印のある請求書の原本の要求、または、債務者の組織内の複数階層による請求書の承認の要求等）がしばしば立ちちはだかるサウジアラビアでは支払遅延は日常的に発生します。

結果として、支払いは平均で 90 日以内に行われる傾向にあり、債務者は多くの場合即時払いをする代わりに債務のディスカウントを求め交渉します。そのため、債権者による継続的な追跡調査や人間関係に重点を置くことが、キャッシュフローを管理するために必要となります。

支払遅延利息

利息の概念そのものがイスラム法（シャリーア）に反しています。そのため遅延利息そのものがサウジアラビアでは禁じられており、回収不可能です。

債権回収費用

別段の合意がない限り、サウジアラビアにおいて訴訟費用および判決の執行手続きに関連するその他費用を回収することは一般的にできません。かかる条項が、シャリーア法の下で法的拘束力を持つよう慎重に検討することが必要です。

債権者保護

請求金額が全額支払われるまで物品に対する売り手の所有権を保全する所有権留保（RoT: Retention of Title）は契約上の合意であっても行使が認められず、そのため債権者の利益という点で効力がありません。

債権支払の商習慣

国際取引では、早くて安全、かつ国内外で拡大する銀行間ネットワークがサポートする銀行送金が最も一般的な支払い手段です。輸出取引では、輸出取引信用保険が有効な手段として挙げられます。これは顧客の突然または予想外の倒産リスクを最小限に抑えるものです。ユニーバーヘルメスの世界各地に所在する審査部門は、取引先企業の財務健全性を監視し、顧客が取引を行う際の与信限度額、つまり、債務不履行があった場合に請求できる具体的な与信限度額を設定します。取引信用保険とは別の手段として、スタンドバイ信用状（債務者の信用力と弁済能力を銀行が保証する）が利用されますが、これは、顧客が約定の債務を履行できない場合に最後の支払い手段として発動できる確実な保証となります。また、取消不能・確認付き荷為替信用状（当事者間で具体的に合意した一定条件が満たされれば、一定の金額が銀行から受益者に支払われることを債務者が保証する）の利用についても次第に信頼性が高まっています。

小切手は支払目的で一般的に利用されていますが、その他 GCC 諸国と異なり、先日付小切手は法律で禁じられています。また、多くの国とは異なり、小切手は法的拘束力のある債務証書としては見なされません。しかし、為替手形や約束手形自体は認められています。

全体としては、頭金は 50% を上限として交渉するのが賢明です。なお、取引の約 20% が、前払いで支払われています。公的機関による支払いは、最長 1 年間の重大な遅延が発生する可能性があります。

未収債権の回収プロセス

裁判に頼らない回収

和解交渉

債務自体の存在に関連する紛争がないと仮定すると、現地の専門家によって行われる交渉や追跡作業は、裁判に訴えることなく支払いを確保する効果的な手段となる可能性があります。即時払いの見返りにディスカウントを求める交渉を行う場合は、その支払いを予定通りに行うことが、ディスカウントの条件となることに注意を払わなければなりません。そうでなければ、負債は全額残ることになります。

法的措置

通常の手続き

正規の訴訟手続きは、裁判所に頼らない解決方法が全て尽きた場合のみ検討されるべきです。債権者が苦情処理庁に訴状を提出し、その後裁判所が、判決を下す前に、公判に当事者を招集し、当事者の弁論と証拠を検証します。一般的な債務のための迅速な手続きはありませんが、小切手が不渡りになった場合、または約束手形により支払遅延が担保されていた場合、執行法 (the Enforcement Law) を通じた迅速な手続きの利用が可能です。この場合、債権者は、苦情処理庁における紛争の本案に関する判決を求める訴状を提出せずとも、執行裁判官 (enforcement judge) に対し救済手段を直接申請することができます。

必要書類

- ・ 債権者および債務者の商業登記簿謄本
- ・ 委任状
- ・ 契約の証拠
- ・ 契約書に署名した個人の権限に関する証拠
- ・ 債務の証拠 (例: 請求書)
- ・ 債務関連文書 (支払請求を含む)

期限

通常、請求権に消滅時効は定められていません。一部の特殊な請求権 (例: 積荷の損傷) に関する期限はありますが、契約により発生する債務に対する期限はありません。

保全措置

仲裁裁判所は、保全命令を出せません。

控訴

第一審で下された判決を不服として、30 日以内に控訴裁判所 (the Court of Appeal) に控訴することができます。さらなる控訴も可能ですが、そのためには特別休暇が必要であり、通常の紛争にはそのような休暇が認められる可能性は低いです。

法的強制力のある裁判所判決

適用される施行法が可決されたのは相対的に最近であり、まだほとんど実例がありません。従って、判決の執行は難しい取り組みであるかもしれません。

訴訟にはどのくらいの期間がかかりますか？

苦情処理庁における手続きは、完了まで最短で 12 カ月、通常はそれよりも長くかかります。一方で、法執行は 6 カ月以内に完了されなければなりません。しかしながら、各公判の間隔が数週間または数カ月空くことがあり、裁判所が時間管理の要件に従うことはほぼないため、サウジアラビアにおける正規の訴訟手続きは時間がかかることがあります。仲裁裁判所は、最長でも 18 カ月以内に判決を下さなければなりません。この時間的制約は当事者の合意があれば延長することができます。

費用はどれくらいかかりますか？

債権者は、債務者に各費用の返済命令を出すよう、裁判所に求めることができますが、裁判所は債務者に対して回収費用または法執行の費用の支払いを求めることはありません。



ユーラーヘルメスの債権回収サービス

債権取り戻しの成功確率を最大限に高め、訴訟による費用や遅れを回避するためには、法的措置をとる前に回収努力をすることが常に重要です。当社の基本方針は、現地債務者の言語による書状、Eメール、電話を用い、債務者に近いところで回収するということです。ユーラーヘルメスや外部業者による当社のグローバル債権回収ネットワークは、売掛金回収と交渉のエキスペートであり、大切な取引関係を保持しながら前向きな成果を提供します。ユーラーヘルメスは、法的手段によらない解決、および訴訟準備から判決、法執行まで、万全の回収プロセスで対応しています。

(日本国の債務者に対しては行っていません)



訴訟に代わる措置

裁判外紛争解決制度（ADR）

UNCITRAL モデル法に基づく、2012年のサウジアラビアの仲裁法 M/34 は、通常の訴訟手続きに代わる強力な手段を導入しました。仲裁は、当事者が、紛争解決の権限を与えられた独立・中立的な第三者である仲裁者に頼ることで合意する限り、紛争解決のより単純明快な手段です。私的な解決手段として、仲裁は非常に費用効率が良く、通常遅延を減らし、機密を保持し、必要に応じて裁判所によって執行される可能性のある拘束力のある決定を提示します。サウジアラビアの仲裁法に基づき下された裁定は、即時執行が可能です。

外国裁判所

サウジアラビアの裁判所は通常、裁判所の手続きの対象となるあらゆる合意がサウジアラビアの法律の影響下にあることを前提にしています。従って、その他法令を参照する準拠法条項を無視します。結果として、国内裁判所を回避するために管轄裁判所を海外に定めても、問題を回避できません。

外国裁判所による裁定の執行

2013年2月以降、2012年勅令 M/53 号の下で裁定の執行手続きは執行裁判所（Execution Court）の管轄になりました。理論上はサウジアラビアにおいて外国裁判所の判決を執行することは可能ですが、実際にはサウジアラビア内で外国裁判所の判決を執行することは引き続き困難です。特に、国内裁判所は、判決内容がシャリーア法と不整合である限りにおい

て、いかなる外国裁判所の判決も執行しません。一方で、サウジアラビアは、互惠条件を前提とする1958年の外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）の締結国です。ニューヨーク条約に署名した国々で下された外国仲裁判断は、執行法に従って、サウジアラビアにおいて執行することが可能です。また、多数の広域条約がその他GCC諸国で下された外国仲裁判断の執行を容易にする可能性があります。さらに、適用される条約がない国々で下された外国仲裁判断を執行することも、理論的には可能ですが、これはより一層困難でしょう。裁判所の判決に関しては、サウジアラビアの裁判所は、外国仲裁判断がシャリーア法と不整合である限りにおいて、いかなる外国仲裁判断をも執行しません。

ユーラーヘルメスの法的手続きサポート

法的措置が必要な場合、ユーラーヘルメスは、当社および外部業者のグローバル債権回収ネットワークを利用して、判決から執行までの訴訟プロセス全体をサポートいたします。法的措置は多くの場合複雑で費用がかかるため、訴訟開始前にすべての費用をお客様にお知らせし、最適な手段をご提案します。

（日本国の債務者に対しては行っていません）

倒産状態の債務者への対応

伝統的に、サウジアラビアには、単一の包括的な倒産法がありません。その代わりに、出典の異なる個別事例の積み重ねがあります。それは簡単に照合できるものではなく、倒産法により定めるべき最も基本的な問題の一部は明確に答えることが困難なままです（例えば、清算人が倒産宣言より前に取引に異議を申し立てることができるルックバック期間とそのための基準）。サウジアラビアで一般的であるように、もちろん基本的な基本理念はシャリーアです。それに加えて、商人の破産を扱う古典的な1931年の商事裁判所法

(Commercial Court Law) の影響を受ける民法があります。英国の弁護士が『和議』と呼ぶものにいくつかの点で類似する破産予防手続法 (bankruptcy protection settlement regulations) がありますが、真の和議とは異なり、破産予防手続法は実質的に裁判所への企業の引き渡しを伴うため、ほとんど使用されたことがありません—ある意味では、債務者と債権者の双方が望まないと合意できる唯一の点かもしれません。加えて、国家債務を優先することにより倒産時のキャッシュフローの優先順位を変える「国家歳入法 (the State Revenue Act)」や、会社整理の一部を扱う「会社法」等の特定の項目に影響を及ぼすその他の法令があります。

実際には、正式な倒産手続が行われることは非常にまれです。商事裁判所法は倒産状態を判定するために、ハイブリッドバランスシート（マイナスの純資産）とキャッシュフローテスト（債務返済不能）を実施します。しかし、そのテストを成立させるためには、債権者は債務者の承認または債務者に対する裁判所の最終判決が必要となるため、当該手続を開始するのは困難です。従って、それ自体が非常に不確かである手続を成立させるためには、長くて厳しく、かつ手続のコストの回収が見込めない法廷闘争が債権者を待ち受けている可能性があります。法律の執行は、サウジアラビアの強力な執行判決を通じ資産の特定・差し押さえを求める債権者の申し込み順となる傾向があります。訴訟以外では、地方銀行もまた、とりわけ、債務不履行者を銀行システムから効果的に排除することができるサウジアラビア通貨庁 (SAMA: the Saudi Arabian Monetary Agency) の B-listing プロセスを通じて債務の不履行に対して強力な影響力を有しています。SAMA の委員会は、時間を要するものの、外国の銀行を含めた銀行の申立てを解決するため、ならびに、判決執行の前の定型的な判決段階（または、名目的な倒産の立証）に達するために良識ある裁判所となっています。

倒産手続

私的整理

合意を前提として私的整理が行われることがありますが、当該合意内容が体系的に整理されている訳ではありません。前述の通り、裁判所は通常、合意した条件がシャリーア法に抵触していない限り取引の当事者に当該条件を守らせませぬ。従って、これら合意内容は慎重に検討されなければなりません。

債務整理

利用可能な債務再編手続はありません。



破産手続

清算手続は、常に債務者あるいは債権者により開始することが可能です。訴訟内容を整理し、企業の資産を特定・売却し、その売却代金を債権者に分配するために、裁判所や債権者によって委員会が指名されます。

優先の原則

優先の原則は通常、債務者の資産の売却代金を分配する際に適用されます。住宅関連債務や従業員の請求権は、その他債権者に優先する優先債務としてみなされます。引き続き債務の返済先である債権者は、債務が全額返済されるまで、15年間は債務者に対して訴訟を起こすことができます。

必要書類

- ・ 債権者および債務者の商業登記簿謄本
- ・ 委任状
- ・ 契約の証拠
- ・ 契約書に署名した個人の権限に関する証拠
- ・ 債務の証拠（例：請求書）
- ・ 債務関連文書（支払請求含む）

ユーラーヘルメスの倒産手続サポート

ユーラーヘルメスは、債務者、債権者、弁護士と密接に協力しながら倒産手続や更生手続をサポートします。倒産手続には数多くのオプションがあり、当社ではお客様に最も適したオプションをご提案いたします。

(日本国の債務者に対しては行っていません)

※本レポートは、ユーラーヘルメグループ、Economic Research、Country Reportに掲載の、Collection Complexity Saudi Arabia' 参考訳として和訳したものです。詳細は以下サイトを参照下さい。
https://www.eulerhermes.com/en_global/economic-research/country-reports/Saudi-Arabia.html

This Collection Profile is published by Euler Hermes, a company of Allianz, for information purposes only. The information provided therein shall not be regarded as providing any legal advice or advice of any kind. Readers should make their own independent evaluation of this information and under no circumstances shall any action be undertaken solely relying on it, while legal advice should be sought with legal practitioners at all times. While this information has been collected and drafted by recognized experts in their field and it is believed to be correct and reliable, Euler Hermes makes no warranty (express or implied) of any kind, in regards to the accuracy or completeness of this information, nor does it accept any responsibility or liability for any loss or damage arising in any way from any use made of, or reliance placed on, this information. This material should not be reproduced or disclosed without our consent. It is not intended for distribution in any jurisdiction in which this would be prohibited and Collection Profiles are subject to change without notice.

© Copyright 2017 Euler Hermes. All rights reserved.

Euler Hermes, a company of Allianz, leader in credit insurance solutions helping companies grow their business safely at home and abroad, provides global commercial debt collection services with true end-to-end capability. Euler Hermes offers both domestic and international trade debt collection services worldwide. Through our network, we use our experience and knowledge of local markets to ensure a professional service for our clients from pre-legal action through to legal proceedings.

Visit Euler Hermes at www.eulerhermes.com